

令和5年5月2日

保護者様

福岡市教育委員会
城南小学校長

新型コロナウイルス感染症に関する出席の取扱いについて

日頃から、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みに、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和5年5月8日から同感染症に関する出席の取扱いが変更となりますので、お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、お子さまの健康状態の把握や手洗い、咳エチケットなど基本的な感染症対策にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する出席の取扱いについて

- お子さまが陽性と判明したときは、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止となります。
 - ※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - ※ 「発症した後」や「症状が軽快した後」については、「発症日」「症状軽快日」の翌日から起算します。
- 濃厚接触者の特定は行わないことになったため、同居しているご家族が陽性となった場合であっても、お子さまの感染が確認されていない場合は、登校することができます。
- お子さまに発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられるときは、無理せずご自宅で休ませていただくようお願いいたします。ただし、その場合は、欠席の取扱いとなります。(出席停止にはなりません)

2 出席取扱いの変更日

- 令和5年5月8日(月)から
 - ただし、5月8日より前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたお子さまについても、5月8日以降の出席停止期間は、変更後の期間が適用されます。(5月8日以降に発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していれば登校できます。)

新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

1. 新型コロナウイルスに関する児童生徒のお休みについて

令和5年5月8日から出席の取扱いが変更となります。

○お子さまの陽性が判明したときは、「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」が出席停止となります。

出席の取扱いについて

(1) お子さまの陽性が確認された場合

登校	出席停止期間等
×	<p>「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「発症した後」や「症状が軽快した後」については、「発症日」「症状軽快日」の翌日を1日目として数えます。 ●「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

(2) 同居のご家族の陽性が確認された場合

登校	出席停止期間等
○	<p>登校できます。</p> <p>※ただし、<u>児童生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合には</u>、ご自宅での休養が大切であり、無理して登校しないようお願いいたします。その場合は、欠席の取扱いとなります。</p>

(3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

登校	出席停止期間等
△	<p>登校を一律に制限することはありませんが、無理して登校しないようにしてください。</p> <p>※症状が軽い場合などは、アレルギー疾患等の症状と区別することが困難であることから、登校を一律に制限することはありません。</p> <p>※ただし、普段と異なる症状がある場合はご自宅での休養が大切であり、無理して登校しないようお願いいたします。その場合は、欠席の取扱いとなります。</p>



2. 休校・学級閉鎖について

○児童生徒や先生に陽性者が確認された場合でも、原則、学校は休校となりません。

※ただし、感染の状況により、休校となる場合があります。

○陽性者及び発熱等の症状により欠席している者の合計が目安として2～3割を超えた場合は、学級閉鎖を検討します。 ※学級閉鎖の実施及び閉鎖期間は学校医と相談のうえで検討します。

3. 家庭での新型コロナウイルス感染対策について



各家庭におかれましては、お子さまの健康状態の把握や手洗い、咳エチケットなど基本的な感染対策にご協力いただきますようお願いいたします。

